

規制シート(様式)

190200401100001

平成28年12月26日

規制の名称	良好な景観の形成に関する規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	景観法(平成16年法律第110号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	都市局 公園緑地・景観課 課長 町田 誠
規制目的	我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること		
規制内容の概要	<p>景観行政団体が定める景観計画の区域内において、建築物の新築等や工作物の建設等しようとするときは、当該行為が景観計画に定められた建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限等の基準に適合しているか確認するため、あらかじめ景観行政団体の長に届け出なければならない。</p> <p>景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	良好な景観は、適正な制限の下に、その整備及び保全が図られなければならない(法第2条)ことから、一定の規制を課すことが必要である。ただし、景観計画区域内における行為規制については、景観行政団体たる地方公共団体が条例で届出を要しない行為を定めることができ、また、景観地区内における建築物の形態意匠の制限の内容については都市計画において定めるものであり、地域の実情に合わせた法の運用がなされている。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		